

安全保障貿易管理について



令和 2 年 9 月
経 済 産 業 省
安全保障貿易検査官室

目次



1. 安全保障貿易管理の必要性
2. 安全保障を巡る環境変化と
国際輸出管理レジームの概要
3. 我が国の安全保障貿易管理制度
 - (1) 制度の概要
 - (2) リスト規制
 - (3) キャッチオール規制
 - (4) 外為法に基づく輸出等の許可
4. 違反に対する罰則等

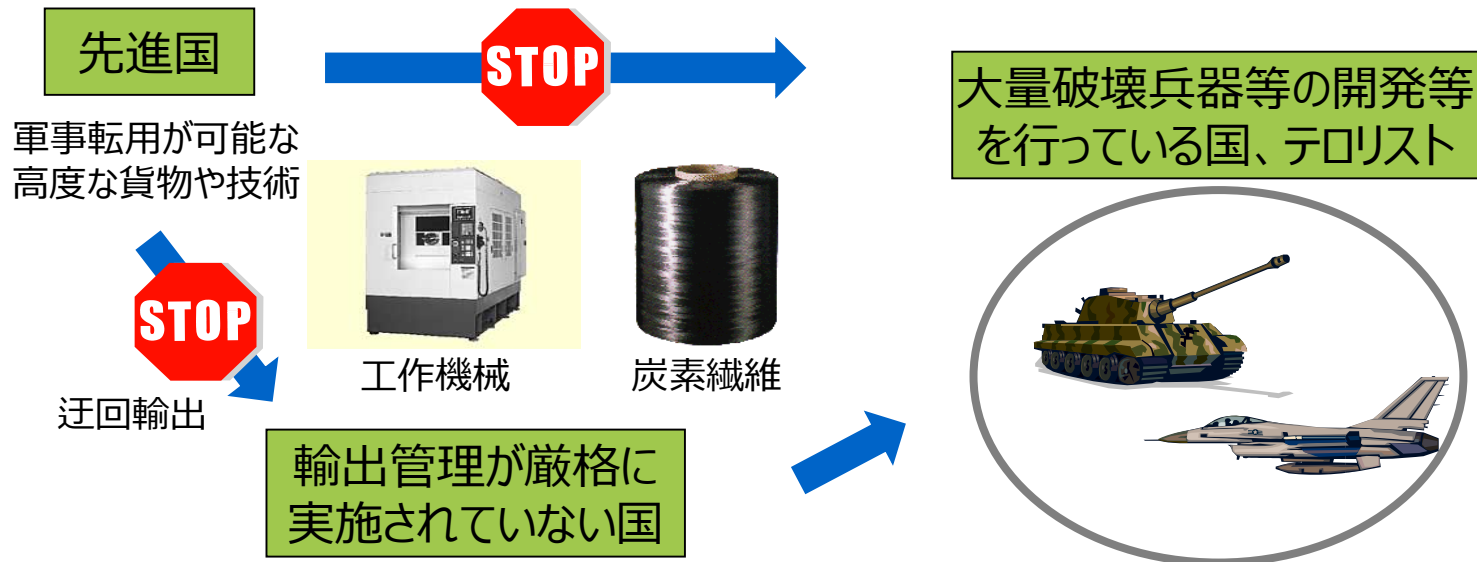


1. 安全保障貿易管理の必要性

安全保障貿易管理とは

- 先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等※¹や通常兵器の開発等※²を行っているような国に渡った場合、国際的な脅威となり、情勢が不安定化。
- それらを未然に防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組（国際輸出管理レジーム）により輸出管理等を推進。
- 我が国は外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、輸出管理等※³を実施。

目的	我が国を含む国際的な平和及び安全の維持
手段	武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出管理等



※¹「大量破壊兵器等」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう ※²「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう

※³「輸出管理等」とは、貨物の輸出及び技術の提供の管理をいう



2. 安全保障を巡る環境変化と 国際輸出管理レジームの概要

安全保障をめぐる課題の深刻化

【中東】

- ・令和2年8月、イスラエルとUAEが国交正常化に合意。
- ・令和2年、イエメンからサウジアラビアに対し発射された累次の弾道ミサイルやドローンによる越境攻撃に対し、サウジアラビアが迎撃。
- ・シリアでの化学兵器使用事案に対し、令和2年4月に化学兵器禁止機関（OPCW）が報告書を発表。

【ロシア】

- ・平成26年、ウクライナ情勢の更なる悪化を背景に、ロシアに対し経済制裁を実施。
- ・平成30年3月、英国にて、神経剤によるロシア人元スパイ暗殺未遂が発生。令和2年8月、ロシアの反体制活動家に対する毒殺未遂が発生。
- ・平成31年2月、アメリカはロシアが中距離核戦力（INF）全廃条約に違反したとして、同条約の破棄を通告、これを受け、3月にロシアも同条約の義務履行を停止。8月にINF全廃条約が失効。

【北朝鮮】

- ・平成30年6月、平成31年2月、令和元年6月に米朝首脳会談が開催され、完全な非核化を求めて協議中。他方、北朝鮮は令和元年5月以降、累次の短距離弾道ミサイルを発射するなど、動向を注視する必要。
- ・弾道ミサイル攻撃による奇襲や同時発射、変速軌道が可能に。
- ・開城（ケソン）の南北共同連絡事務所の爆破により、南北関係が緊迫。

【中国】

- ・中国の公表国防費額は過去20年で約10倍増。
- ・令和2年には中国初の国産空母「遼寧」が沖縄周辺を航行、極超音速滑空兵器の開発など、新型兵器の開発を継続。
- ・米国は、中国を覇権競争国として、米国の知的財産窃取に対する対抗措置等、中国に対抗する動きを強化。
- ・令和2年7月、中米両国において、双方の一部領事館を閉鎖。

【イラン】

- ・イラン核合意に伴い、平成28年1月よりイラン制裁が一部停止・終了されたものの、平成30年5月、米はイラン核合意からの離脱を発表し、再制裁を開始。
- ・令和元年6月にはイランによる米国無人機の撃墜、令和2年1月には米によるイラン革命防衛隊司令官の殺害。
- ・IAEAとイラン原子力庁は、令和2年8月、イランの検査に合意

✓ 従来の国際秩序を覆す動きが顕在化。

✓ 核、ミサイル、化学兵器等大量破壊兵器の脅威は現実化。

✓ 非国家主体（テロリスト等）による脅威も引き続き存在。

機微技術・貨物の窃取方法の巧妙化事例(1)

- 軍事分野におけるデュアルユース※¹の重要性が高まる中で、流通形態の複雑化は、様々な手段を使って実際のエンドユーザーの姿を隠しながら、懸念のある主体が機微技術※²や軍事転用可能な貨物を巧妙に獲得することを可能としているおそれがある。

米国の事例 1

- **米国籍のA氏は、特殊金属粉末をイランに違法に輸出した。**
- その際、物品の真の仕向地（イラン）を隠すため、**最初にトルコに向けて発送し、トルコにてイラン向けに積み替えられるよう手配した。**

米国の事例 2

- B氏と共謀者らは、**米国内で軍事転用可能なマイクロエレクトロニクスを調達し、ロシアに違法に輸出した。**
- その際、米国内での調達にあたっては自らが再販売業者である事実を隠し、輸出にあたっては**輸出製品を偽って分類**していた。

米国の事例 3

- **米国C社 上海支店セールスマネージャーのD氏は、数千個の圧力変換器をイランへ違法に輸出した。**その際、同支店の顧客が圧力変換器の購入を打診していると偽った上、**最終需要者を共犯者が設立したフロントカンパニーとして、輸出許可を取得**していた。

（出典）各種報道等

※1 「デュアルユース」とは、軍民両用であることをいう。

※2 「機微技術」とは軍事に用いられる可能性の高い、外為令等に規定される技術をいう。

機微技術・貨物の窃取方法の巧妙化事例(2)

日本の事例 1

- 研究機関「Conflict Armament Research (CAR)」は、**ISILによる即席爆発装置 (IED) を分析した結果、日本を含む20カ国・50社の製品が発見された**、とのレポートを公表した。
- 同レポートによると、平成26年12月から平成27年4月にかけて、イラクのCARのフィールド調査チームは、日本企業製のEC2信号用リレーを確認。これらの電子部品はすべてISILが配備したIEDで使われていた。

日本の事例 2

- 平成26年6月、国連はイラン制裁違反を調べる安全保障理事会の専門家パネルの年次報告書を公表し、**日本製の炭素繊維が中国からイランに向け出荷されたものの、イラン到着前に第三国で差し押さえられていた**ことを明らかにした。
- 炭素繊維は民生用にも使われるが、ウラン濃縮用の高性能遠心分離機に不可欠とされ、一定以上の品質のものは安保理決議に基づき輸出が禁じられている。日本の炭素繊維は高品質で知られ、**イランが核開発のため入手を試みた可能性**がある。
- 報告書などによると、日本企業から中国へは適正な手続で輸出されたが、平成24年後半、7200キロがイランに転売され、船で輸送された。

その他の事例

- 大連を拠点に活動するE氏は、重慶市に所在する慣性航法装置製造企業の**ジャイロ及び加速度計を調達し、イランに転売していた**疑いが持たれている。その際、**在北京イラン大使館関係者が関与し、手荷物として機内に持ち込まれる手口が使われた**。

汎用品の懸念用途への転用懸念

民生用途として輸出した貨物が輸出先で**懸念用途に転用**されるおそれ

	懸念用途	民生用途
工作機械	ウラン濃縮用 遠心分離機の 製造 	自動車の製造 や切削 
シアン化ナトリウム	化学兵器の 原材料 	金属めっき 工程 
ろ過器	細菌兵器製造 ための 細菌抽出 	海水の 淡水化 
炭素繊維	ミサイルの 構造材料 	航空機の 構造材料 

国際輸出管理レジームの概要

国際的枠組

条約

核兵器、生物・化学兵器
そのものを規制

核兵器関連

NPT

核兵器
不拡散
条約
Nuclear
Non-
proliferation
Treaty

・70年発効
・191カ国締約

大量破壊兵器関連

生物・化学兵器関連

BWC

生物兵器
禁止条約

Biological
Weapons
Convention

・75年発効
・182カ国締約

CWC

化学兵器
禁止条約

Chemical
Weapons
Convention

・97年発効
・193カ国締約

ミサイル関連

通常兵器 関連

通常兵器関連

国内の 枠組

外国為替及び
外国貿易法

・輸出貿易管理令
(貨物)
・外国為替令
(技術)

国際 輸出管理 レジーム

大量破壊兵器等及び通常
兵器並びにそれらの開発
等に用いられる技術や汎
用品の輸出を管理

NSG

原子力
供給国
グループ

Nuclear
Suppliers
Group

・78年発足
・48カ国参加

AG

オーストラリア
・グループ

Australia
Group

・85年発足
・42カ国＋EU参加

MTCR

ミサイル技術
管理レジーム

Missile
Technology
Control
Regime

・87年発足
・35カ国参加

WA

ワッセナー・
アレンジメント

The
Wassenaar
Arrangement

・96年発足
・42カ国参加

防衛装備
移転三原則

参:P3



3. 我が国の安全保障貿易管理制度

(1) 制度の概要

安全保障貿易管理制度の全体像

- 国際輸出管理レジームを踏まえ、外為法に基づいて貿易管理を実施。具体的には、規制対象となる貨物の輸出や技術の提供について、経済産業大臣の許可制となっている。

<貨物の輸出>

<技術の提供>

外国為替及び
外国貿易法（外為法）

第48条第1項

<法律>

第25条第1項、第3項

輸出貿易管理令
（輸出令）

外国為替令
（外為令）

<政令>

<別表第1>

- 1 項 武器関連
- 2 項 原子力関連
- 3 項 化学兵器関連
- 3の2 項 生物兵器関連
- 4 項 ミサイル関連
- 5 項～15 項 通常兵器関連
- 16 項 キャッチオール規制

<別表>

- 1 項 武器関連
- 2 項 原子力関連
- 3 項 化学兵器関連
- 3の2 項 生物兵器関連
- 4 項 ミサイル関連
- 5 項～15 項 通常兵器関連
- 16 項 キャッチオール規制

貨物等省令※

<省令>

「別表第1」に
規制対象貨物
を記載

規制対象貨物の
「スペック」を記載

「別表」に
規制対象技術
を記載

規制対象技術の
「スペック」を記載

※「貨物等省令」: 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

制度の概要

	リスト規制	キャッチオール規制		
		大量破壊兵器等 (平成14年4月～)	通常兵器 (平成20年11月～)	
規制対象	<u>政省令で定める品目</u> 武器、機微な汎用品(原子力・生物・化学兵器・ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等)	<u>リスト規制品目以外の全品目</u> (食品、木材等を除く。)		
対象	全地域	下記(A)を除く全地域	下記(B)の国	下記(A)及び(B)を除く全ての国(C)
許可が必要となる要件	—	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途 ②輸入者・需要者の核開発等への関与	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知

(A): 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国【計26カ国】: 輸出令別表第3

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

(B): 国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国【計10カ国】: 輸出令別表第3の2

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

(C): 上記(A)、(B)に記載以外の全ての国

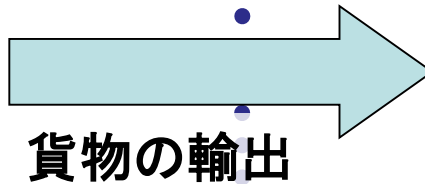
イラン、シリア、中国、ロシア、ウクライナ、トルコ、パキスタン、ミャンマー等

技術取引に対する規制：貨物の輸出と技術の提供の相違

－日本－



船積み



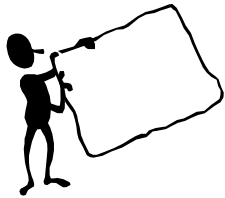
貨物の輸出



注意

ハンドキャリーでの持ち出しも輸出

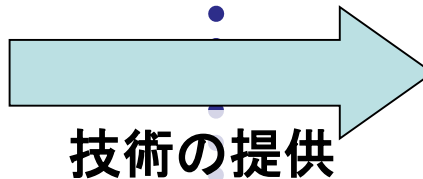
研修員受入れ(非居住者)



技術指導等



メール送信



技術の提供

(技術データの提供、
技術支援等による。)

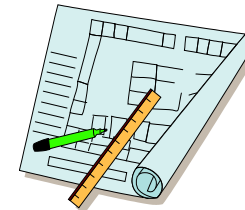
－外国－



工場の設備



販売



設計図
データ



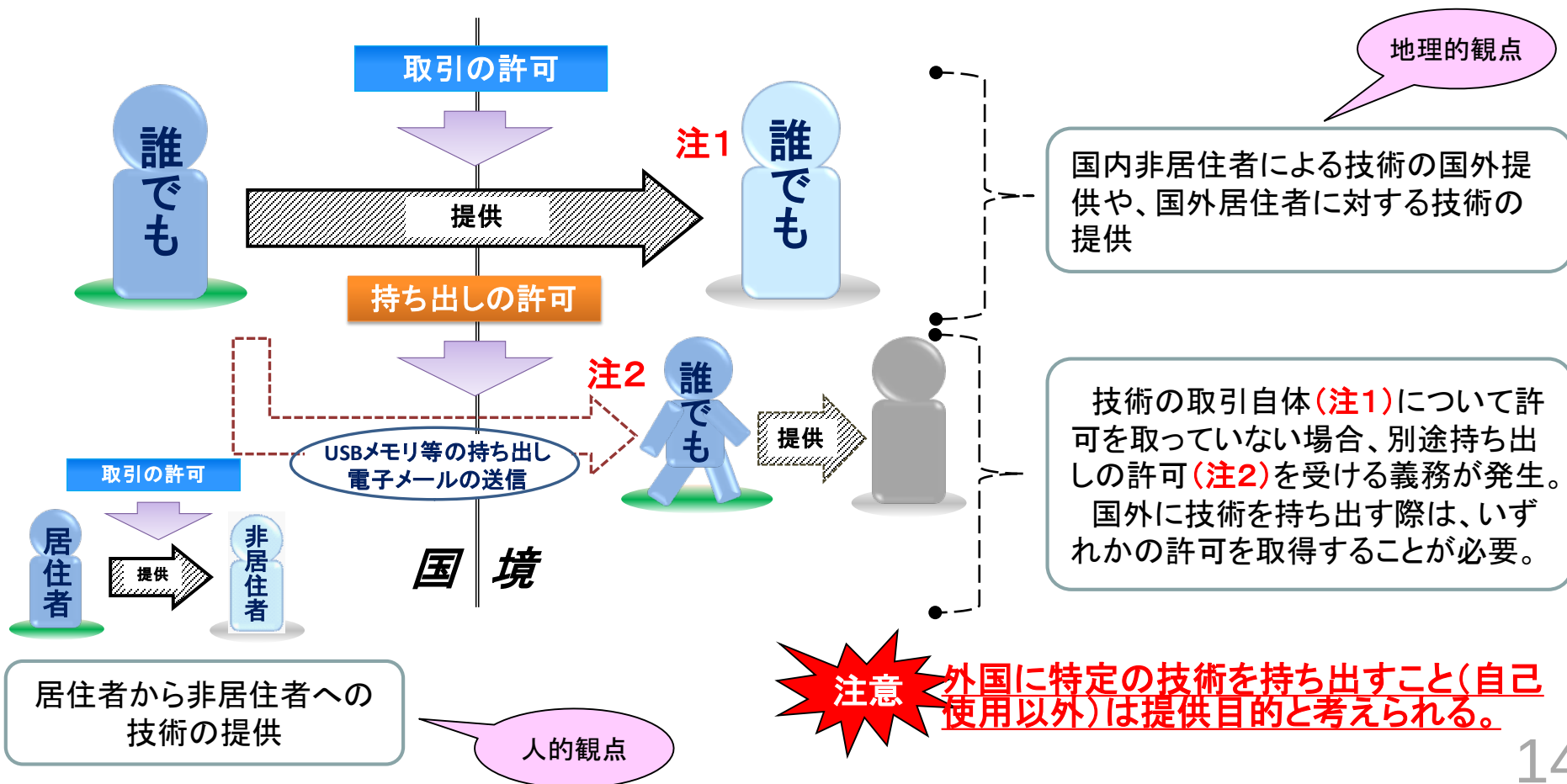
技術指導

注意

技術取引は日本国内においても発生する可能性あり！

技術取引に対する規制:対象行為

特定の技術を①居住者から非居住者に提供することを目的とする取引(人的観点)、②外国において提供することを目的とする取引(地理的観点)、これら取引に係る規制を補完するため、③特定の技術を持ち出す行為、④特定の技術の電子データの外国への送信行為、を行う場合に許可が必要。



居住者及び非居住者の判定

居住者

日本人の場合

- ① 我が国に居住する者
- ② 日本の在外公館に勤務する者

外国人の場合

- ① 我が国にある事務所に勤務する者
- ② 我が国に入国後6月以上経過している者

法人等の場合

- ① 我が国にある日本法人等
- ② 外国の法人等の我が国にある支店、出張所
その他の事務所
- ③ 日本の在外公館

非居住者

日本人の場合

- ① 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ② 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ③ 出国後外国に2年以上滞在している者
- ④ 上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者

外国人の場合

- ① 外国に居住する者
- ② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
- ③ 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人
(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)

法人等の場合

- ① 外国にある外国法人等
- ② 日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③ 我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

技術取引に対する規制:対象技術の内容(種類)

リスト規制に該当する貨物に関連する技術が規制対象

一連の製造過程の前段階のすべての段階

設計

設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト 等

すべての製造工程

製造

建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証 等

設計、製造以外の段階

使用

操作、据付、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理
ただし、外為令別表の1の項における「使用」は、設計、製造以外の段階

ポイント

必要な技術



規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術

注意

非該当貨物の製造技術(はみ出し技術)でも規制されることがある。

<提供の形態>

技術データ → 文書、ディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたプログラム、青写真、図面、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書など
注)クラウドコンピューティングサービス利用も規制対象となることがある

技術支援 → 技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスなど

参:P6



(2) リスト規制

リスト規制とは

輸出しようとする貨物が「輸出令・別表第1」の1～15項、又は提供しようとする技術が「外為令・別表」の1～15項の品目に該当し、かつ、「貨物等省令」に該当する仕様を有する場合は、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

- 国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高いものを規制
- 「輸出令・別表第1」「外為令・別表」の品目であり、「貨物等省令」に規定された仕様(スペック)※に該当する場合は必ず輸出等の許可が必要
- 全地域向けが対象  **用途、需要者にかかわらず、海外の自社工場や日系企業への輸出等でも許可が必要！**
- 輸出しようとする貨物、又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否か判定することを該非判定という。

(注)貨物等省令：リスト規制貨物・技術の詳細な仕様(スペック)を規定している法令
(＝輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)

(参考)リスト規制一覧①

2020年1月22日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置 誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	アイソスタチックプレス等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	ロボット等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	振動試験装置等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(18)	アビオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(5)	指向性エネルギー兵器等	(17)	ベリリウム	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	ほう素10	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(20)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	3 化学兵器		(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	るつぼ	(1)	軍用化学製剤の原料・軍用化学製剤 と同等の毒性の物質・原料	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	ハフニウム	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置 ・燃焼試験装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	リチウム	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	タングステン	3の2 生物兵器		(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	ジルコニウム	(1)	軍用細菌製剤の原料	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レートーム
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化 用化学物質混合物	(26)	ふっ素製造用電解槽	(2)	細菌製剤用製造装置等	5 先端材料	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	4 ミサイル		(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	遠心力式釣合試験機	(1)	ロケット・製造装置等	(2)	(削除)
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	フィラメントワインディング装置等	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	レーザー発振器	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
2 原子力		(31)	質量分析計・イオン源	(3)	推進装置等	(5)	チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	圧力計・ベローズ弁	(4)	しごきスピニング加工機等	(6)	金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	ソレイノイドコイル形超電導電磁石	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	真空ポンプ	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(6)	推進薬・原料	(9)	(削除)
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(36)	直流電源装置	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(8)	粉粒体用混合機等	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(38)	衝撃試験機	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(10)	複合材料製造装置等	(13)	セラミック粉末
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(11)	ノズル	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(15)	ポリジオール・ポリシラン・ポリシラン他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(42)	光電子増倍管	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(16)	ビスマレイト・芳香族ポリアミドイミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(43)	中性子発生装置	(14)	複合材用の炉・制御装置	(17)	ふっ化ポリイミド等
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター			(18)	プリプレグ・プリフォーム・成型品等
						(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸アビジン他

*【改正】は2020年1月22日施行。この一覧が改正されていない場合であっても、省令・通達が改正されている場合がある。

(参考)リスト規制一覧②

2020年1月22日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械	(23)	多結晶の基板	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	8 電子計算機		(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(1)	電子計算機等	(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	9 通信		(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	(1)	伝送通信装置等	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(2)	電子交換装置	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞リスピニング加工機	(3)	通信用光ファイバー	(12)	光反射率測定装置他	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(4)	〈削除〉	(13)	重力計製造装置・校正装置	(4)	〈削除〉
(1)	集積回路	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の2)	監視用方向探知器等	11 航法装置		(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(1)	加速度計等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等	(8)	電気制動シャッター
(5)	超電導電磁石	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(3)	慣性航行装置	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(7)	暗号装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ又はその部分品	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	水中ソナー航法装置等	15 機微品目	
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(9)	〈削除〉	12 海洋関連		(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(1)	潜水艇	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(8の4)	光変調器	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質
(9)	サンプリングオシロスコープ	10 センサー等		(3)	水中回収装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(10)	アナログデジタル変換器	(1)	水中探知装置等	(4)	水中用の照明装置	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(11)	デジタル方式の記録装置	(2)	光検出器・冷却器等	(5)	水中ロボット	(5)	水中探知装置等
(12)	信号発生器	(3)	センサー用の光ファイバー	(6)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(13)	周波数分析器	(4)	電子式のカメラ等	(7)	回流水槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(14)	ネットワークアナライザー	(5)	反射鏡	(8)	浮力材	(8)	潜水艇
(15)	原子周波数標準器	(6)	宇宙用光学部品等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(9)	船舶用防音装置
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	13 推進装置		(10)	妨害用水中音響装置	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(16)	半導体製造装置等						
(17)	マスク・レチクル等						
(17の2)	マスク製造基材						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

*【改正】は2020年1月22日施行。この一覧が改正されていない場合であっても、省令・通達が改正されている場合がある。

リスト規制の注意点

1. 複数の項目によって規制される場合がある！

例1 炭素繊維 遠心分離機材料、ミサイル材料、通常兵器材料として規制！
(2項-17、4項-15、5項-18、13項-3など)



例2 工作機械



核兵器関連



2項(12)1

※2項のスペックに照らし非該当であっても
6項で該当となる可能性！

通常兵器関連



6項(2)

例3 衛星放送用のICチップウェア 7項(1)の集積回路と、9項(7)の暗号装置の
両方の項番で規制。

リスト規制の注意点(続き)

2. **最新の規制リスト**を参照する！(原則毎年、部分的に改正)



➡ 最新のリスト改正は**2020年1月22日**施行



輸出時点における規制
リストの参照が必要！

3. **部分品、附属品**にも注意！

➡ 貨物等省令で「部分品」や「附属品」が規定されている場合には、該当品の部品や附属品を輸出する場合であっても規制される。

4. 「GPS」など、**一般的に使用されている名称が
リスト記載されていない**場合がある！



4項(18)「アビオニクス装置又はその部分品」

～貨物等省令第3条19号～

「アビオニクス装置」であって、次のいずれかに該当するもの
イ～ロ(略)

ハ 衛星航法システム(全地球航法衛星システム及び地球航法衛星システムを含む。)からの電波を受信する装置であって、

次の(一)若しくは(二)に該当するもの又はそのために特に設計した部分品
(一)～(二)(略)

※経済産業省のHPにおいて「読替が必要な用語(例)」を参照できる。



(3) キャッチオール規制

大量破壊兵器等キャッチオール規制

リスト規制品以外であっても、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象となるもの

リスト規制に該当しない全品目（ただし、食料品、木材等は除く。）

特に注意；懸念の強い貨物例（参考1） 41品目

対象地域

輸出管理を厳格に実施している輸出令別表第3の地域を除く地域

許可が必要となる要件

(1) 経済産業省による判断 ➡ **インフォーム要件**

✓ 経済産業大臣より輸出許可申請をするよう通知を受けた場合

(2) 輸出者による判断 ➡ **客観要件**



用途・需要者に懸念があると思われる場合には、経産省に相談！

① **用途要件**（使用目的）

✓ 輸入先等において、大量破壊兵器等の開発等に用いられるか否か

② **需要者要件**（顧客）

✓ 輸入者・需要者が大量破壊兵器等の開発等を行う（行っていた）か否か

✓ 外国ユーザーリスト（参考3）掲載の企業・組織か否か

(参考1)大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

2020年5月8日改正

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル(TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	
4. マルエージング鋼	
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	
8. アイソスタチックプレス	
9. フィラメントワインディング装置	
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	
15. 大型の非破壊検査装置	
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	
18. 大型発電機	
19. 大型の真空ポンプ	
20. 耐放射線ロボット	核兵器、ミサイル
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	

品目	懸念される用途
25. プリプレグ製造装置	ミサイル
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	
29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	
30. クレーン車	
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離機	
33. 凍結乾燥機	
34. 耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	
38. 耐食性の充てん用の機械	ミサイル、生物・化学兵器
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	化学兵器
41. N-(1-フェネチル-4-ヒドロキシ)プロピオンアミド (別名フェンタニル) (437-38-7), N-[1-[2-(4-エチル-5-オキソ-2-テトラゾリン-1-イル)エチル]-4-(メキシメチル)-4-ヒドロキシ]プロピオンアミド (別名アルフェンタニル) (71195-58-9), メチル=1-フェネチル-4-(N-フェニルプロパミド)ヒドロキシ-4-カルボキシラート (別名カルフェンタニル) (59708-52-0), 1-(2-メトキシカルボニルエチル)-4-(フェニルプロピオンアミド)ヒドロキシ-4-カルボン酸メチルエステル (別名レミフェンタニル) (132875-61-7), N-[4-(メキシメチル)-1-[2-(2-チエニル)エチル]-4-ヒドロキシ]プロピオンアミド (別名スフェンタニル) (56030-54-7)	

1. 輸入先等において大量破壊兵器等の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要。

2. 外国ユーザーリスト掲載企業に対し、これらの貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、貨物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用。

(参考2)大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 ～シリア向けの場合～ 2019年1月9日改正(2020年5月8日一部修正)

以下の貨物を輸出する場合は、用途・需要者の確認を更に慎重に行う必要！

品目	懸念される用途
1. ドラフトチャンバー	化学兵器
2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具	生物・化学兵器
3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2) 他	化学兵器
4. ジエチレントリアミン(111-40-0)	
5. ブチリルコリンエステラーゼ、臭化ピリドスチグミン(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)	
6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス	
7. バッチ式遠心分離機	生物兵器
8. 発酵槽	
9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ(11.を除く。)、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔	化学兵器
10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン	生物兵器
11. 真空ポンプ又はその部分品	
12. 化学物質の分析装置、検知装置等	化学兵器

(注)3. ～5. 及び21. の()の番号はCAS番号(※アメリカ化学会の機関であるCAS(Cheical Abstracts Service)が個々の化学物質もしくは化学物質群に付与している登録番号)

品目	懸念される用途
13. 塩素-アルカリ電解槽(水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。)	
14. チタン電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
15. ニッケル電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
16. チタン-ニッケルのバイポーラ電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
17. アスベストの隔膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
18. ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
19. ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	化学兵器
20. 圧縮機であって、湿潤又は乾燥状態の塩素をその構造に関わらず圧縮するように設計したもの	
21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-dimethyl-1-butene (558-37-2)、2,2-ジメチルプロパナール(630-19-3)、2,2-dimethylpropylchloride(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-chloro-3-methylbutane(631-65-2)、ピナコール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、ブロモ(メチル)マグネシウム(75-16-1)、ホルムアルデヒド(50-00-0)、2,2'-イミノジエタノール(111-42-2)、炭酸ジメチル(616-38-6) 他	

(参考3)外国ユーザーリスト 2020年5月8日改正(5月14日一部修正)

- ✓ 経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。
- ✓ 掲載企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要！

注)外国ユーザーリストは毎年改正されるので、最新版の入手が必要！

国 名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	10
イエメン	2
イスラエル	1
イラン	215
インド	3
エジプト	2
北朝鮮	143
シリア	20
台湾	1
中国	69
パキスタン	62
香港	7
レバノン	9
合 計	546

国別の掲載
企業・組織数

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	• Al Qaeda • Islamic Salvation Foundation • The Base • The Group for the Preservation of the Holy Sites • The Islamic Army for the Liberation of Holy Places • The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders • Usama Bin Laden Network • Usama Bin Laden Organisation	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)	• FOUNDATION FOR CONSTRUCTION; • NATION BUILDING; • RECONSTRUCTION FOUNDATION; • RECONSTRUCTION OF THE ISLAMIC COMMUNITY; • RECONSTRUCTION OF THE MUSLIM UMMAH; • UMMAH TAMEER I-NAU; • UMMAH TAMIR E-NAU; • UMMAH TAMIR I-NAU; • UMMAT TAMIR E-NAU; • UMMAT TAMIR-I-PAU;	核 N

545	イエメン Republic of Yemen.	Houthi		ミサイル M
546	イエメン Republic of Yemen.	Al-Swari Trading and Import Co.	• Alswari Trading & Import Co • Al-Swari Group for Rubber Manufacturing • Hashem Brothers for International Trading	ミサイル M

通常兵器キャッチオール規制

リスト規制品以外であっても、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象となるもの	リスト規制に該当しない全品目 (ただし、食料品、木材等は除く) 懸念の強い貨物例 (参考) 34品目	リスト規制に該当しない全品目 (ただし、食料品、木材等は除く)
対象地域	国連武器禁輸国・地域 ^{注1}	一般国 ^{注2}
許可が必要となる要件	インフォーム要件 輸出許可申請をするよう経済産業大臣より通知を受けた場合 客観要件 (用途要件のみ) 輸入先等において、通常兵器 ^{注3} の開発等に用いられるか否か	インフォーム要件  用途に懸念があると思われる場合には、前広に経産省に相談！

注1) 国連武器禁輸国・地域(輸出令別表第3の2対象地域)

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

注2) 輸出令別表第3の地域、国連武器禁輸国・地域を除く全ての国 (イラン、シリア、中国、ロシア等)

注3) 通常兵器: 大量破壊兵器等を除く輸出令別表第1の1項に該当する貨物

(参考)通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. ニッケル合金又はチタン合金	通常兵器
2. 焼結磁石	
3. 2.に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	
4. 作動油として使用することができる液体であって、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス(ジメチルフェニル)又はりん酸トリノルマルブチルを含むもの	
5. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維	
6. 軸受又はその部分品	
7. 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品 イ 数値制御を行うことができる工作機械 ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械(数値制御を行うことができるものを除く。) ハ 測定装置(工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。)	
8. 二次セル	
9. 波形記憶装置	
10. 電子部品実装ロボット	
11. 電子計算機又はその部分品	
12. 伝送通信装置又はその部分品	
13. フェーズドアレーアンテナ	
14. 通信妨害装置又はその部分品	
15. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置	
16. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置	
17. センサー用の光ファイバー	
18. レーザー発信器又はその部分品	

品目	懸念される用途
19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾(こう)配計又はこれらの部分品	通常兵器
20. 重力計	
21. レーダー又はその部分品	
22. 加速度計又はその部分品	
23. ジャイロスコープ又はその部分品	
24. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品	
25. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは経路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計	
26. 水中用のカメラ又はその附属装置	
27. 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置	
28. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品	
29. ガスタービンエンジン又はその部分品	
30. ロケット推進装置又はその部分品	
31. 29若しくは30に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	
32. 航空機又はその部分品	
33. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品	
34. フラッシュ放電型のエックス線装置	



(4) 外為法に基づく輸出等の許可

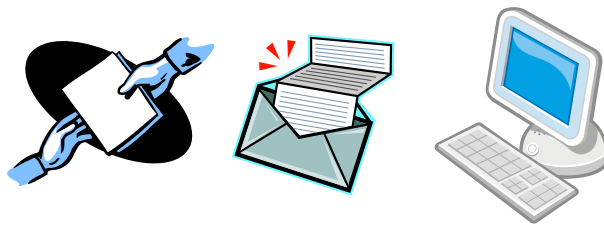
外為法に基づく輸出等の許可

規制に該当する貨物の輸出や技術の提供をする際には、事前に許可を取得する必要！

1. リスト規制に該当するか否かを確認！ ～該非判定～
2. リスト規制に該当しない場合には、以下に該当するか否かを確認！
 - ①大量破壊兵器等キャッチオール規制(補完的輸出規制)
→ 用途や需要者に懸念があるか否か
 - ②通常兵器キャッチオール規制(補完的輸出規制)
→ 用途に懸念があるか否か

➤ 上記1. 又は2. に該当する場合、必要な書類を用意して窓口(経済産業省(本省)又は経済産業局・通商事務所)に許可申請を行う。

※許可の申請方法は、以下の3つの方法がある。



- ①窓口への書類持参(注:新型コロナウイルス感染症対策のため、現在窓口での申請受付・相談は行っていません。)
- ②窓口あてに郵送
- ③電子申請(NACCS 貿易管理サブシステム)

➤ 上記1. 及び2. のいずれにも該当しない場合、許可申請は不要。(ただし、インフォームを受けた場合は、許可申請が必要。)

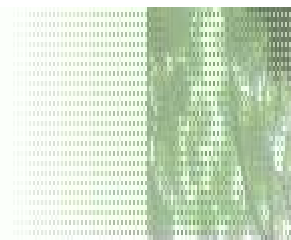
申請窓口と提出書類

「安全保障貿易管理HP (<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)」に一覧を掲載

- ✓ 提出書類(A～F)をクリックすると それぞれ必要となる資料が表示。
- ✓ 申請窓口をクリックすると担当部署が表示。

※キャッチオール規制に基づく許可申請の窓口は、経済産業省(本省)安全保障貿易審査課！

※キャッチオール規制に基づく許可申請が必要となる場合も個別申請が必要。迷ったら事前相談を！

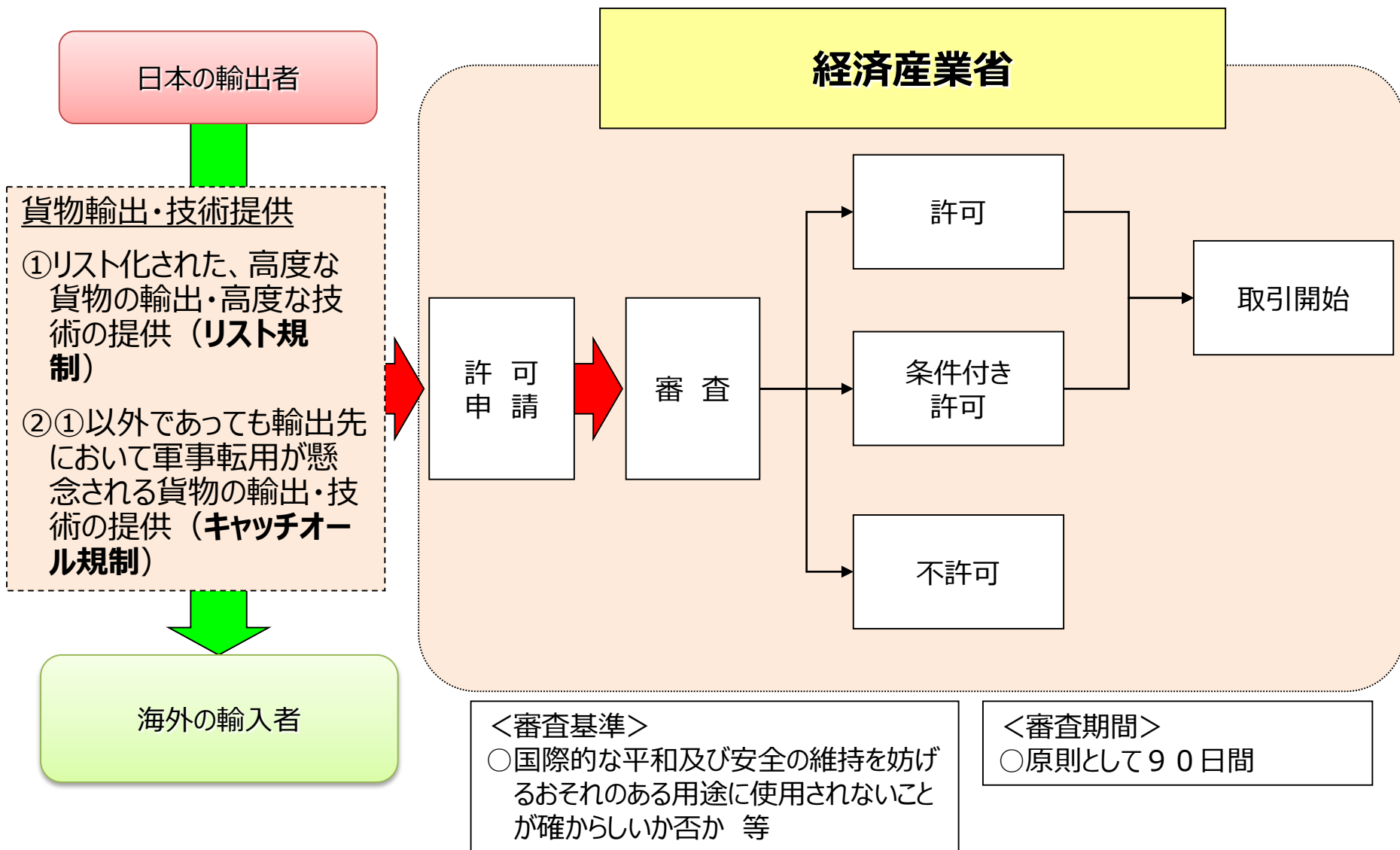


該当項番と仕向地によって、
①経済産業省(本省)
安全保障貿易審査課
②各地の経済産業局又は
通商事務所
のいずれかが申請窓口。

申請書類・窓口一覧 (貨物)

輸出令別表第1の該当項番		仕向地	提出書類	申請窓口
3項(2) (3)	全ての貨物	い地域①	A	経済産業局
		は地域①	B 1	経済産業局
		に地域①	D 5	本省
3の2項	3の2項	い地域①	A	経済産業局
	3の2項	は地域①	B 1	経済産業局
	3の2項			

貨物輸出・技術提供許可の審査フローチャート



※ 許可を得て輸出した後、需要者等にて貨物・技術の不正使用が発覚した場合には経済産業省に連絡を！



4. 違反に対する罰則等

違法輸出に対する罰則

規制対象となる物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

刑事罰

- 最大
- ・ 10年以下の懲役
 - ・ 10億円以下の罰金(法人の場合)
 - ・ 3千万円以下の罰金(個人の場合)

ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が上記罰金額を超える場合、当該価格の5倍以下の罰金。

法律以外の影響も甚大！

- ・ 組織イメージの悪化
- ・ 社会的制裁
- ・ 株主代表訴訟 など

行政制裁

- ・ 3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止
- ・ 別会社の担当役員等への就任禁止

経済産業省からの
違反企業に対する警告



注) 違反行為について自主的申告があった場合には、処分等において考慮されることがある。

公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書(原則非公表)等対応もある。

最近の主な違反事例(重大違反)

判決及び行政処分の時期・内容など	貨物・仕向地等	備 考
平成30年1月22日(略式命令) : 個人に対し罰金100万円 平成30年4月24日(行政処分) : 3ヵ月 : 全貨物・全地域向け輸出禁止	・赤外線カメラ(10項(2)(4)(7)) ・中国	・無許可輸出
平成29年7月25日(行政処分) 3ヶ月間 : 全貨物・全地域向け輸出禁止	・誘導炉(2項(13)) ・イラン等	・無許可輸出
平成27年6月15日(略式命令) : 元社員に対し罰金100万円、法人に対し罰金100万円 平成28年1月20日(行政処分) : 4ヵ月 : 全貨物・全地域向け輸出禁止	・炭素繊維(2項(17)) ・中国	・韓国迂回
平成23年3月25日(判決) : 代表取締役 に1年6ヶ月(執行猶予3年)、法人に対し罰金120万円 平成23年7月20日(行政処分) : 1年1ヶ月間 : 全貨物・全地域向け輸出禁止	・パワーショベル ・北朝鮮	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・中国迂回
平成21年11月5日(判決) : 社長に懲役2年(執行猶予4年)、法人に対し罰金600万円 平成22年6月18日(行政処分) : 7ヶ月間 : 全貨物・全地域向け輸出禁止	・磁気測定装置他 ・ミャンマー	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・マレーシア迂回
平成21年8月7日(判決) : 社長に懲役3年(執行猶予4年)、法人に対し罰金500万円 平成22年1月19日(行政処分) : 1年4ヶ月間 : 全貨物・全地域向け輸出禁止	・大型タンクローリー 他 ・北朝鮮	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・他に、北朝鮮制裁違反(奢侈品)有り ・韓国迂回
平成21年7月16日(判決) : 社員ら4名に懲役1~2年6ヶ月(執行猶予3年) 法人に対し罰金4,700万円 平成21年8月14日(行政処分) : 5ヶ月間 : 全貨物・全地域向け輸出禁止	・工作機械(2項(12)) ・韓国等	・測定データを改ざんし、性能を低く偽り非該当品として輸出
平成19年6月25日(判決) : 元副会長ら4名に懲役2~3年(執行猶予4~5年) 法人に対し罰金4,500万円 平成19年6月26日(行政処分) : ①6ヶ月間 : 全貨物・全地域向け輸出禁止 ②2年6ヶ月間 : 三次元測定機の全地域向け輸出禁止(①、②合計で3年間)	・三次元測定機(2項(12)) ・マレーシア等	・1台がリビアの核開発施設で発見 ・検査データを改ざんし、性能を低く見せかけ非該当品として輸出
平成19年3月20日(略式命令) : 法人に対し罰金100万円 平成19年5月11日(行政処分) : 9ヶ月間 : 無人ヘリコプターの全地域向け輸出禁止	・無人ヘリ(4項(1-2)) ・中国	・未遂

最近の主な違反原因の例

違反事例

該当貨物であることは認識していたが、納期が迫っていたため、担当者の判断で無許可で輸出してしまった。

複数回に分けて船積みすれば、少額特例が適用できるのでは？

許可を取得して該当品を輸出した。不具合により返送されたため、修理後、修理特例を適用して再輸出したが、先方の要請により当初輸出先と異なる先に輸出した。

包括許可マトリクス表を読み違い、特別一般包括を適用してしまった。

違反防止のポイント

契約書に許可取得の発効条件を盛り込むとともに、輸出管理体制を構築することが必要。

故意の脱法行為は重大な違反。

少額特例の適用可否は、契約書記載の金額等に基づき判断することが必要。

故意の脱法行為は重大な違反。

修理特例を適用するためには、再輸出先は、許可を得た当初の輸出先であることが必要。

再輸出先が異なる場合は、改めて許可が必要。

輸出管理体制を再構築し、組織内での取引審査を含めた適切な審査が必要。

ダブルチェック体制が必要。

参:P21

違反事例	違反防止のポイント	備 考
「他者判定の鵜呑み」「非該当との思い込み」が原因の例		
★メーカーが非該当と判断しているのだから、許可なしで輸出していいのでは？	・輸出する全ての貨物等について、該非判定書及びその添付資料等の確認が必要。	・輸出の責任は輸出者にあり、メーカーの判断を鵜呑みにせず、自身の再確認が必要。
★以前同じものを輸出したときは非該当だったから、今回も非該当なのでは？	・該非判定をする際は、輸出時期を念頭に置き、最新の規制内容に基づいて行うことが必要。	・規制内容が変更された時には、該非判定の見直しが必要、リスト改正は毎年行われている。
★従来品（非該当）が生産中止のため、代替品を発注・輸出したが、当然非該当では？	・メーカーから該非判定書を入手し、社内での再確認が必要。	・代替品は、スペックが異なる可能性があるため、最新の該非判定書の入手が必要。
★本体が非該当であれば、部品も非該当になると思い込み、輸出をしてしまった。	・本体が非該当の場合でも、部品も該非判定が必要。	・組込部品が該当となる場合あり、外為法の正しい理解が必要。
★貨物が非該当であれば、プログラムも非該当なのでは？	・貨物とプログラム（役務）はそれぞれについて、該非判定が必要。	・貨物は輸出令、役務は外為令で規制されている。
★海外の親会社が閲覧可能なクラウド環境で該当プログラムを提供してしまった。	・クラウド環境でも該非判定が必要であり、社内教育によりその旨周知が必要。	・クラウド環境での提供が役務提供に当たるとの認識がなかった。
★デモ機の貸出しは該非判定不要と思い込んでしまった。	・デモ機の貸出しでも輸出に当たることから該非判定が必要。	・デモ機の貸出しが輸出に当たるとの認識がなかった。
「法令の誤解釈」「法認識欠如」が原因の例		
★非該当の装置を部分品とともに輸出する際、部分品の価格が装置の10%未満の場合、特例により部分品も一律非該当と思い込んでしまった。	・部分品特例が記載された運用通達に従って、厳格な確認を行い、特例が適用できない場合には、該非判定が必要。	・部分品特例は、本体の主要な要素となっていない又は分離しがたい場合等に限定。
★2項該当貨物のサンプル出荷品について、少額特例が適用できると思い込んでしまった。	・特例適用の可否について、ダブルチェック体制を講じるなどして、厳格な確認が必要。	・少額特例は、1～4項の貨物には適用されない。
★輸入した機器の故障修理のための返送なら、輸出許可が不要なのでは？	・修理のための返送や不良品の返品でも輸出許可が必要。	・返品でも輸出許可の対象となる。修理特例との違いに注意。
★輸出を行った社員に外為法の知識が無く、当該貨物を非該当として輸出した。	・外為法の研修や説明会を社員に行い、貿易管理への理解を深めることが必要。	・社員の貿易管理の知識不足が、会社の損失を招く。
★メーカーから該非判定書を入手したが、リスト規制に該当しても、用途・需要者に懸念が無ければ、許可不要では？	・リスト規制に該当した場合は、用途・需要者にかかわらず、許可申請が必要。	・該非判定の手続を定め、社内教育を行い、周知・実施することが必要。

(参考)

違反事例

違反事例	違反防止のポイント	備考
「体制未整備」「形骸化」「出荷誤り」が原因の例		
★メーカーから該非判定書を入手したが、許可申請の方法が分からず放置し、輸出してしまった。	・輸出管理体制が未整備のため、輸出者等遵守基準を網羅したCPを整備し、輸出に当たっては、CPに基づく手続が必要。	・安全保障貿易管理説明会等を通じて制度を理解し、社内周知を行うことが必要。
★輸出許可申請が必要な場合は、通関業者から何らかの指示があるものと思っていた。		・該非判定は輸出者の義務であり、メーカーから連絡が無い場合でも確認することが必要。
★輸送業者に該当品を保管させ、許可申請の手続中に、輸送業者が誤って出荷してしまった。	・出荷時には、該非判定、取引審査や許可証の取得が完了していることを確認の上、貨物等の同一性を確認する体制が必要。	・出荷の確認は、違反の未然防止の最終関門。
★包括許可証が使用できない地域への技術提供に、包括を誤って適用してしまった。	・取引審査において、包括許可の適用範囲を重層的に確認する体制が必要。	・輸出管理体制が形骸化したことにより、古いマトリックス表で判断した。
★輸出管理体制が存在せず、許可申請の要否は通関業者任せであった。	・輸出等を行う貨物や技術について、該非確認に係る手続を定めることが必要。	・中小企業等アウトリーチ事業を活用し、輸出管理体制を構築。
★許可条件違反	・特一包括を使用してグループA向けにその他の軍事用途に用いられる貨物を輸出する場合、事後報告が必要。	・安全保障の観点から、許可条件を付しており、履行されない場合には安保リスク大。
★リスト改正を踏まえ、システム変更を行ったが、適用日までに改修が間に合わなかった。	・効率的に該非を判断するため、製品開発時後、即座に該非判定を行うことは良いが、政省令開発時には即座にそのリストを見直す体制・手続を定めておくことが必要。	・規制内容が変更された時には、該非判定の見直しが必要、リスト改正は毎年行われている。
★1項該当のピクリン酸の輸出の際、通達改正が理解できず、「火薬類」とは「火取法」で定める火薬類と思い込み、非該当として輸出してしまった。	・通達改正が理解できない場合や、既存製品の該非判定に疑義が生じた場合は、経産省等に確認を行うことが必要。	・「火薬類」とは、火取法対象外の火薬類も含まれる。
★2項及び4項で該非判定が必要な貨物を、2項のみで該非判定を行い、非該当と判定してしまった。	・該非判定は、ダブルチェック体制を講じるなどして、厳格な確認が必要。	・リスト規制は、複数の項番に該当する可能性がある。
★仲介貿易で移転した貨物の修理の場合には、規制の対象外なのでは？	・修理の場合であっても三国間の取引要件を満たす場合には、仲介貿易規制の対象であることを理解することが必要。	・仲介貿易は役務取引規制。